

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号 | JIS案の名称 | JIS案の英文名称 | 改正する理由(必要性) | 期待効果 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 対応する国際規格との対応の程度 | 選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象) | 選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的) | 選定基準3 (産業標準化の利点・欠点) | 選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 選定基準5 (市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG) | 作成開始予定 |
|------|-------------|----------|-------|--------------------------------------|---|--|---|---|---------------|----------------|--|-----------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------|----------------|--------|
| JSA | 04 管理システム規格 | 改正 | Q9024 | マネジメントシステムのパフォーマンス改善—継続的改善の手順及び技法の指針 | Performance improvement of management systems—Guidelines for procedulines and methodology for continual improvement | この規格は、組織のマネジメントシステムのパフォーマンスを効果的かつ効率的に改善していくための支援技法として、継続的な改善のための手順及び技法に関する指針を定めたものであり、効果的かつ効率的に問題解決し、課題を達成する方法を提供している。顧客・社会のニーズ・期待に応えた顧客価値を創造していくためには、組織の構成員一人ひとりが改善の手順及び手法を理解し、適切に活用することが重要であるという認識のもと、改善の手順及び技法を活用するに当たっての推奨事項として開発された規格であり、業種及び規模に関わらず、様々な分野及び組織で活用されている。 しかし、2003年に制定されて以降、20年以上が経過している中で、改善の手順については、近年、組織を取り巻く事業環境の変化に対応し、従来の問題解決型に加えて、対象となる問題及び課題の種類に応じた課題達成型、施策実行型、未然防止型などの手順が開発され、活用されるようになってきている。また、技法についても、対象とする業務の特性に適した多様なものが生み出されている。さらに、マネジメントシステムのパフォーマンス改善については、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9004、方針管理の指針(JIS Q 9023)などの関連する規格が改正されるとともに、日常管理の指針(JIS Q 9026)、プロセス保証の指針(JIS Q 9027)、小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)、新製品及び新サービス開発管理の指針(JIS Q 9030)などが新たに制定されている。 このような状況を踏まえ、改善の手順及び技法に関する新たな知見を取り込むとともに、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容にするため、JISを改正する必要がある。 | この改正によって、改善の手順及び技法に関する新たな知見が取り込まれ、また、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容となることから、事業環境の変化が激しい中、組織において実践されている品質改善の有効性・効率を更に高めるとともに、従来あまり改善が活発に行われていなかったサービス産業への普及を促進するなど、社会の継続的な発展に寄与することが期待される。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、2015年に改正されたJIS Q 9000の用語及び定義、並びにマネジメントシステムのパフォーマンス改善に関する一連のJISの用語及び定義との整合を図る。 ・基本概念において、改善のベースとなるPDCAサイクル、改善の結果を基に維持向上に取り組むベースとなるSDCAサイクル、及び両者の関係についての説明を追加する。 ・継続的改善の手順において、問題解決型の手順に加えて、課題達成型、施策実行型及び未然防止型の手順、並びにそれらの使い分けについての推奨事項を追加する。 ・継続的改善のための技法において、新たな技法を追加するとともに、具体的な作成手順を削除し、どのような場面でどのような目的で活用するのがよいのかを中心にした内容に改める。 ・経営における改善の推進において、継続的改善の運営管理(箇条5)として記載されているものから小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)などと重複する内容を削除し、トップマネジメントの役割、改善に関する教育及び訓練、並びに改善活動の推進に関する推奨事項を記載する。 | — | 無 | 第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の手法) 対象事項: 品質マネジメントシステム | 法律の目的に適合している。 | 利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。 | 1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格) | 一般社団法人日本品質管理学会のWG | 2025年1月 | | |